

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び  
卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）（衆  
議院送付）

（略）

○委員長（舞立昇治君） 進藤金日子君。

○進藤金日子君 おはようございます。自由民主党の進藤金  
日子でございます。

小泉大臣におかれましては、御就任以来連日の米関係の対  
応で御苦労されておりまして、小泉大臣の高い行動力と発信  
力にまずもって敬意を表させていただきたいと思います。

生産者、消費者の視点、これ双方とも重視しなければなり  
ません。そういった中で、まさに今回の食料システム法を契  
機として、生産者から流通、消費者に至る食料システムの中  
での関係者が相互に理解しながら、透明性が高く持続可能な  
状況に落ち着くことを期待したいというふうに思います。私  
自身は、今回の米の問題を通じて食料システム法の重要性を  
再認識しているところであります。

まずは、5 月 26 日、参議院決算委員会におきまして私が  
農林水産省に要請した 3 項目に関して質問したいと思いま  
す。この 3 項目ですが、いま一度確認させていただきたいと  
思います。



第 1 は、正確な情報  
を徹底かつ積極的に公  
表していく必要がある  
ということでありま  
す。第 2 は、初めての  
経験であったとはい  
え、現実として政府備  
蓄米が消費者に適時適  
切に届かなかった要因  
を徹底的に分析して、

非常時に政府備蓄米が国民に確実に届くシステムを構築しな  
ければならないということでございます。これには、もちろ  
ん米流通の現状の検証、評価と今後の在り方の検討も含まれ  
ているところであります。第 3 は、市場価格への政府の関与  
の在り方を整理することでありまして。市場経済を基本とする  
限り、政府の関与度合いで市場にゆがみが生じる可能性があ  
ります。そのゆがみが農家に生産者価格の下落という形で表  
れれば、この国の水田農業は継続が困難になってきます。影  
響度合いによっては非常時から平時にソフトランディングす  
る対策も必要になってくるというふうに思います。

そこで、私は、参議院決算委員会で農林水産省に要請いた  
しました 3 項目に関しまして、小泉農林水産大臣の見解をお  
聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（小泉進次郎君） おはようございます。本日も  
よろしくお願いいたします。

今、進藤先生から決算委員会での 3 つの要請、これについ  
ての見解を求められました。

最初、1 つ目が、正確な情報発信をすべきだということに  
つきましては、農水省が元々持っています P O S データ、こ  
れは 1 千店のスーパーの P O S データですが、これだけでは  
なくて、やはり今随契で出回っている備蓄米については、例  
えば大手スーパーさんなどは、P O S データ、これないの  
で、今回はこれを入れてもらう措置をしています。さらに、  
全国の農政局の職員の皆さんにも御協力をしてもらって、店  
頭での価格を北海道から沖縄まで調査をして毎週発表してい  
るところであります。こういった形で、御指摘のとおり、正  
確な情報発信に努めたいというふうに思っております。



そして、2 つ目に、  
備蓄米が適時適切に届  
かなかったのではない  
かと、災害時のことも  
含めて検証が必要だ  
というお話ですが、や  
はり今回、入札米の上  
からだんだんと流してい  
くという、こういった形と、随契でもういきなり小売に流し  
ていくと、こういった全く違うやり方をしたことによって、  
その対比が課題を浮き彫りにさせた面もあると思います。で  
すので、今回、本当に万が一の有事のときに、やはり相当流  
し方を考えなければスピード感を持って届かないということ  
も分かったと思いますので、ここは関係閣僚会議も含めて、  
しっかり今後の備蓄政策全般についても議論をしなければ  
ならないというふうに受け止めていますし、参議院の皆さんの  
決議においても備蓄政策全般をしっかり考えろということも  
ありますので、対応したいと思います。

また、最後に、市場価格への関与の在り方、これについて  
も御指摘がありましたが、これは、基本的には抑制的である  
べきだと、これはマーケットが需給によって価格は決めるべ  
きものと、このスタンスは変わりません。一方で、やはり主  
食が、1 年で 2 倍、2.5 倍、米の価格が高騰するということ  
を手をこまねいて何もせずにマーケット任せにするというの  
は、私は世界の中でそんな政府はないのではないかなという  
ふうに思います。

やはり、こういったことも含めて緊急事態の対応だ、この  
丁寧な説明も欠かさずにやっていかなければならないと思っ  
ております。

○進藤金日子君 大臣、ありがとうございます。

まさに丁寧な御説明をお願いしたいと思います。

特に今、市場の中では、銘柄米が4千円から5千円ぐらいで出ている、初期に出した備蓄米とブレンド米が3千5百円ぐらいで出て、小泉大臣が実施された2千円と千8百円、そういう意味では四種類ぐらいの価格帯があって、しかしながら、新米と、それから令和5年産米、4年産米、3年産米、そのところしっかりと整理をして伝えていくということが重要なんだろうというふうに思います。

農家の方々も非常に不安に思う方おられるんですが、やはり新米は違うんでしょうと、新米価格というところについては、大臣も度々御答弁されていますように、再生産可能な価格というところで消費者の方々にも御理解いただくと、ここはやっぱり肝の部分だと思っていますので、そういう意味では、生産者、消費者双方に適切な情報提供というのが重要だというふうに考えております。

まさに、小泉大臣の部屋に行きますとモニターがありまして、いつもぱっと出ておられる、ずっと全国の米価見ておられるなというのを実感しているんですけども、私は全国比例でありますので、可能な限り現地を回ってスーパーの価格見ているところでありますが、これ1人では限界がありますので、実は各都道府県に47の土地改良事業団体連合会というのがございまして、その方々にお願いをして調査してもらっています。

一つは、やはりコシヒカリ、どこもありますから、コシヒカリはどうなっているんだという比較、それから、今ブレンド米が出てきていますからその価格、あとその他というふうに見ているんですが、やっぱり地域ごとに差があります、あります。やっぱりそのところをしっかりと認識しないといけないなというふうに思います。

そういった中でずっと見てみると、価格帯に対する消費者のニーズというのが何となく感じるところがあるわけです。5キロ当たり5千円を超える銘柄米でも買われる方はいます。この米でないといけないという方がおられるわけです。ブレンド米でも3千円半ばで購入する方々ももちろんいるし、やはり2千円台でないと経済的に厳しいという方々も現実によくおられるわけでありまして。そういう意味では、消費者のニーズというのは多様なんだというふうに思います。

私自身は、この今回の備蓄米の放出というのは、ある意味でこうした消費者のニーズを浮き彫りにした側面もあるんじゃないかなという気がしておりまして、やっぱり需要に応じた生産というのであれば、こうした多様な消費者のニーズに応じた生産あるいは流通の形態というのも考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

しかし、そこには、安けりゃいいと、とにかく安売り合戦的な非常に冷たいものじゃなくて、やはり文化だとか、我が国の文化だとか国土の保全だとか多面的機能、そういったものを考慮して米の価格を評価する、温かく寛容なものがあってほしいと思うのは私だけではないと思います。是非そこは強調していかないとけないなというふうに思います。

次に、今回の一連の備蓄米放出につきまして、法的な根拠についてお聞かせ願いたいと思います。また、今後、異常気

象や大地震等の不測の事態が生じ、備蓄米での対処は困難な場合につきまして、対処の法的根拠と方針についても御答弁願いたいと思います。食糧法、改正基本法及び食料供給困難事態法との関係を踏まえて御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人（松尾浩則君） お答えいたします。



まず、食糧法第3条第2項におきましては、米穀の備蓄とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう

と、こういうふうにされておりますけれども、現在、昨年の2倍になっている米価の引下げというのは喫緊の課題となっております。このため、まずは8月までの緊急的な措置といたしまして、食糧法第4条の規定に基づき定める基本指針に即しまして、食糧法第29条の規定による政府備蓄米の売渡しを行っているところでございます。

加えまして、食料・農業・農村基本法におきましては、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるような施策を講ずると規定されておりまして、安価な備蓄米を市場に供給することはこの趣旨にもかなうものと考えております。

最後に、ミニマムアクセスでございます。ミニマムアクセス米の活用は、政府備蓄米の全てを売り渡した後に仮に大凶作等の事態が発生する場合には、国民が最低限度必要とする食料の供給につきまして国が保有するミニマムアクセス米も供給可能であり、このような考え方につきましては食料供給困難事態対策法に基づく基本方針にも規定しているところでございます。

○進藤金日子君 御答弁ありがとうございます。

今回の備蓄米放出、しっかりと法的根拠の下に実施されていると。また、更に困難な事態が生じて、昨年、食料供給困難事態対策法というのを、これ成立していますから、そういった面では法的な根拠はしっかりとそろっている。さらに、改正基本法のお話もありました。やはり法律に、法的根拠というのは明確にしながらやっていかないとけない、このように思います。

次に、一般論としまして、仮に食料システム法が今施行されていれば今回の米価高騰に対してどのように作用することが想定されるのか、お聞きしたいと思います。

もちろん、これ再三議論ありますけれども、今回の食料システム法は食品等の取引の適正化の強化を図るためのものであって、食品等の価格高騰の抑制を図ることを目的としないことは重々承知の上での質問であります。食料システム法の言わば副次的効果、副次効果的な側面もあるのではないかとこの思いからの質問ですので、是非御理解いただきまして御



答弁願いたいと思います。

**○副大臣（滝波宏文君）** 答弁いたします。

この法案は、一義的にはこのコスト割れでの供給を抑止しようとするものでありまして、基本的には価格高騰を抑止することを想定したものではありません。



整理いたしますと、そもそもデフレからの脱却というのが我が国成長の鍵となっておりまして、過去 30 年間ずっと低迷していた米価、これはデフレの典型であったというふうに考えられます。これをこのデフレから

あるべきインフレ基調に持っていくためのそのツールがこの法案であります。

一方で、大臣もよくおっしゃっているように、昨年から米価が 2 倍に急激な高騰をしております。これは、望むべきマイルドな穏やかな価格上昇ではなくて、ハイパーインフレーションと言われる急激な価格高騰にまで行ってしまったと。これに対して、激変緩和の対策をするツールとして今備蓄米の放出というのをやっているわけであります。なので、一義的には、価格を上げていこう、デフレからマイルドインフレに持っていこうとしているこの法案と、それからハイパーインフレーションからマイルドインフレに持っていこうとするということの備蓄米放出違うわけですが、一方で、先生御指摘のように、副次的な効果といたしましては、この法案によってそのコストの指標を公表することによって、各段階でどれぐらいのコストが掛かっているのか、それからマージンがどれぐらい取られているのか、そういうことを透明化していくわけでありまして、その段階段階を見の中で、ちょっとこのマージンの取り方どうなのかとか、そういうふうな意味での価格高騰への間接的な作用、これは透明化による一定的な副次的な効果として期待されるものでありますし、今これが通っていればそういったものが期待できたというふうに考えてございます。

**○進藤金日子君** 明快な御答弁ありがとうございました。

まさに、卸の利益の話も出ているわけですが、この法律が仮に施行されていると、この段階ではこれぐらいのコスト指標があって、マージンこれぐらいだよなというところがある程度見える化できてくるということは非常に大きなことではないかなというふうに思います。

そういった面で、食料システム法の施行後に消費者から見て食品等の購買環境として何が変わるのか、これをお聞きたいと思います。

これ何を言っているかという、例えば米について、消費者から見て、生産から消費に至る食料システムの各段階でコ

スト指標が今見える化ということなので総覧できるのか、そういったことも含めて分かりやすく御答弁願いたいと思います。

**○政府参考人（宮浦浩司君）** お答え申し上げます。

この法案では、指定品目に関しましてコスト指標を公表することといたしております。このコスト指標は、生産から販売に至る各段階を通じて消費者の手元に届くまでにどれだけのコストが掛かっているのかということを示すものでございます。また一方で、直接消費者と接する食品事業者が生産現場の実情を消費者に分かりやすく伝えるための支援措置、計画認定制度も併せて講じてございます。したがって、この法案の措置を複数組み合わせることで、今お話のございましたとおり、もう店舗、店先でコスト指標を表示するといったようなことも可能でございます。

消費者の利便性ですとか理解醸成が向上することにもなると思いますので、運用に当たっては、関係事業者とも十分協議をして、効果的に活用されるように努めていきたいと考えているところでございます。

**○進藤金日子君** 御答弁ありがとうございます。

まさに、何というんでしょう、食料システムの段階でこれぐらいやっぱりコストが掛かっていくよねと、また、このぐらいのマージンがなければ次の生産につながっていかない、そういうことをやはりみんなが見える化の中で理解していくということが極めて重要だと思いますし、それがやっぱり食卓と生産現場の距離を縮めていく、なおかつ流通の効率化ということにもつながっていくんじゃないかなというふうに思いますので、是非とも、指定品目、私の理解では米、牛乳、納豆、豆腐、あと野菜の一部ということなんですが、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

本法案の衆議院や本参議院の質疑を振り返りますと、やはりこの米価格の高騰問題だと合理的な費用を考慮した価格形成に関するものが極めて多いわけでありまして、一方で、この法律、持続的な食料システムの確立、これの重要性をたずぬものがちょっと少なかつたんじゃないかなという気がしております、その部分について少し触れさせていただきたいと思っております。

合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立とを一体の取組として進めるということを言っているわけですが、この一体の取組として進めることの意義と具体的方向性についてお尋ねしたいと思います。

**○副大臣（滝波宏文君）** 今回の検討に当たっては、まず、資材価格等の高止まりの中で費用を考慮した価格形成が可能となる環境を整備し、コスト割れを抑制することが求められたところであります。そして、費用を考慮した価格形成は、生産段階だけではなく製造、加工、流通、販売の各段階に共通の課題でありまして、最終的な影響は消費者に及ぶため、

令和5年8月以降、生産から消費に至る関係者が協議して、参画して協議を進めてきたところであります。

こうした協議の中では、特に消費者の方々を中心に、御意見として、費用を考慮した価格形成を進める際には、併せて供給側でも付加価値や生産性の向上を図り、消費者負担とのバランスを取るべきとの指摘が示されました。そして、国民生活に占める加工食品や中食、外食の比重が高まる中で、食品事業者による国産原材料の利用など持続的な供給に資する取組を促進することが重要との認識の一致を見ました。

こうした経緯等を踏まえまして、この費用を考慮した価格形成に関する措置と、もう一つの柱であるこの食品事業者による付加価値、生産性の向上に関する措置を一体で法制化し、その実施に当たっても、両者の着実な実施を通じて、消費者にとってもバランスの取れた、理解にかなう運用を進めようとしているものであります。

**○進藤金日子君** やはり、この食料システムの持続性を確保することというのは極めて重要であります。そういった面では、食料システムをもう少し強靱化していかないといけない。強靱化に向けて、農業と食品産業とが相互に連携して、あるいは競合等を通じて、地域の雇用創出や定住促進等により地方創生を実現することというのも重要ではないかなというふうに考えるわけであります。

こうした取組の展開に当たりまして、国産原材料の安定調達を図る取組を含めて、この食料システム法に基づく計画制度の活用についての見解について小泉大臣にお聞きしたいと思います。

**○国務大臣（小泉進次郎君）** この法案では、食品事業者による持続的な供給に資する取組、具体的には、農林漁業者との安定的な取引関係の構築、流通の合理化、事業活動に伴う環境負荷軽減の促進、消費者の理解醸成のための情報発信といった計画に対して支援措置を講じることにより、地方の中核産業である食品産業を振興し、雇用創出や定住促進等につなげていこうとしています。

こういった考え方は、昨年、自民党の食料産業政策委員会からいただいた提言に基づくものでありまして、また先日は本年の提言として、農林漁業と食品産業ばかりでなく、機械、IT等、食品製造等に不可欠な他分野の産業とも一層協力関係を拡大し、食料システムを一層強靱化すべきとの御提言もいただきました。

地方創生は石破内閣の柱でもありますので、常に地方に目を向けて、この法案の計画制度も活用いただきながら、農林漁業を始めとする地方の産業が営々と継続され、食料システムとしても一層強靱なものとなるように着実に取組を進めてまいります。

**○進藤金日子君** 御答弁ありがとうございます。

やはり、今大臣から御答弁いただいたその食料システムの強靱化、農業だけではなくなかなか厳しいところも、食品産業と

の連携を更に強くしていく、生産段階、流通段階、あるいは販売の段階、それぞれをしっかりと強固に連結しながらやはりこの地方創生に結び付けていくということは極めて重要なんだろうというふうに思います。

次に、資料1を御覧ください。

ちょっとこまい字で恐縮なのですが、これ、米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針における需要見通しの算出方法については、過去、1人当たりの消費量の傾向から推計しているわけでありまして。直近2年間、ちょうどこの図でいきますと左の上側のところ、赤と青があるわけですが、この部分については酷暑等の影響で明らかに需要量と生産量が乖離しております。



精米歩留り率の低下あるいは今後の備蓄米の大幅な補填の必要性ということを考慮しますと、この従来のトレンド、数学的にはこれ正しい

んだと思います。ただ、従来のトレンドで推計する手法では更に需要量と生産量の乖離が進む懸念もあるんじゃないかというふうに私は思うわけでありまして。

何らかの補正を行う必要があるのではないかと考えますが、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○政府参考人（松尾浩則君）** お答えいたします。

現在の米の需要見通しにつきましては、委員御指摘のとおり、これまでの需要実績を各年の人口で除し、各年の1人当たりの消費量を算出して、そのトレンドを踏まえて算出していると、そういったことでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、米の需給見通しにつきましてはいろんな御意見あるのは承知しております。委員の御指摘のような観点も考慮に入れながら、できるだけ精度の高い需給見通しをお示ししていけるよう、よく検討してまいりたいというふうに考えております。

**○進藤金日子君** しっかりとまた検討を深めていただきたいと思います。

先般の参考人の意見聴取の中で、日本農業法人協会のアンケート結果によれば、米の生産の安定と増産に向けての取組や対策として3つ挙がっていました。第一に、基盤整備された優良農地の担い手農業者への集約、集積、第2に、適正で正確な作況指数の把握、第3に、スマート農業の推進による生産性向上というのが挙げられているわけです。

私自身は、この1番と3番はよく理解できるんですが、第2に適正で正確な作況指数の把握が挙がってきていること、正直驚いたところであります。

資料2と3を御覧ください。

農家の中にも、資料2の水稲収穫量調査とそれから資料3の作況指数、混同されている方が多くおられます。特にふる



い目の関係でいろいろ混乱が多いと感じるわけです。この水稲収穫量調査と作況指数につきまして、ふるい目幅の関係で多くの関係者が認識が混乱しているというふうに私自身感じているんですが、デジタル化の時代なのでこの生産量の把握の手法も根本的に見直すべきではないかと考えますが、御見解を伺いたいと思います。

**○政府参考人（深水秀介君）** お答え申し上げます。

水稻の収穫量の把握方法についての御指摘でございますが、デジタル化の時代ということで、デジタル化に関する取組をまず申し上げますと、収穫量調査につきましては、7月と8月の予測に関しましては、現在、気象データ、それから人工衛星のデータも使いまして、その年の水稻の生育の具合、今後の出来不出来の見込みなどが平年と比べまして良いか平年並みかなどの予測を行いまして、公表を行っているところでございます。



9月以降に公表しております収穫量の把握におきましても、デジタルデータを活用できないかという観点から、累次、人工衛星データ等を活用しました予測の実証研究を行っ

てきたところでございます。直近では、令和4年度、5年度にも実証を行っております。ただ、その時点での結果では、残念ながら実際の収穫量調査の結果と比べますと収量のばらつきが大きくて、その時点のもの、そのものは精度が確保できていないので活用には至っていないということでございます。

ただ、圃場ごとの収穫量が計測できるような収量コンバインの導入等もありまして、様々なデジタルデータも集積が始まってきているところでございますので、収穫量調査におきましてもこうしたデジタルデータなどの情報が幅広く収集、活用いたしまして、調査結果の更なる正確性が確保できるように、関係者からも情報収集をして研究、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○進藤金日子君** しっかりと検討を進めて改善していただきたいと思います。

主食である米につきましては、一定の国の関与が不可欠だというふうに思います。旧来の食管法への復活というのは課題が多くて、私自身は非現実的だと考えますが、少なくとも国が正確な米の生産量と流通量を把握できるように法制的な整備が必要ではないかと思うわけであります。

そこで、食糧法について、今回のいわゆる令和の米騒動を踏まえて、主食である米穀の出荷・販売事業者等に対する許可制の復活等の法的措置を検討すべきではないかという声を聞くわけでありまして、見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○政府参考人（松尾浩則君）** お答えいたします。

米の流通につきましては、米の出荷・販売事業者は届出というものが義務付けられております。その中で、比較的大規模な集荷業者、卸売業者からは毎月の在庫量等の報告をいただいております。しかしながら、令和六年産につきまして、集荷業者以外の事業者への出荷が大きく増加するなど、流通の状況に大きな変化が見られております。こういった中で、米の流通について一層の可視化が必要というふうに考えております。

今回設置されました米の安定供給等実現閣僚会議でございますけれども、この中では総理から、米の価格高騰の要因や対応の検証を行うこと、検証を踏まえた短期と中長期の対応策を検討すること、こういった指示を受けているところでございまして、まず、生産、流通の状況が適切に把握できるためには何が必要か、しっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

**○進藤金日子君** やはり、従来の推計の手法というのも、これ今までやってきたんですけれども、今局長御答弁のように、さらに生産、それから在庫の関係ですね、あと流通、まだ少し推計の部分が相当ありますので、捕捉率はあると思いますけれども、更に精度を高めていくということと適時的確な把握手法ということ、それをしっかりと検討いただきたいというふうに思います。

最後に、先般の参考人の意見聴取の中で、北海道大学の教授の方からの御指摘でございますが、収入保険の算定に関する基準価格を過去の実勢価格でなくて合理的な費用から算出されるべきではないかという意見がございました。これに対する御見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○政府参考人（杉中淳君）** お答えいたします。

収入保険は、個々の加入者ごとに直近5か年の収入実績の平均を基に基準収入を算定し、実際の収入実績との差を補填する仕組みでございます。



6月5日の参考人質疑での坂爪参考人の御提案は、収入保険におきまして合理的なコストの指標を踏まえた基準収入の算定に移行すべきものだというふうに理解しております。

この提案に基づきますと、基本的には品目ごとに共通のコストを補填の基準とするということになりますので、経営ごとに適切なコスト水準は異なるというほか、コスト削減に努力した農業者の努力が反映されなくなるなど、個別の経営に着目する収入保険には必ずしもそぐわないものというふうに考えております。

農業収入の安定化を図るためには、原料コストの上昇などを踏まえた合理的な価格形成を行うことに併せて、短期的な

収入減少に対しては収入保険等のセーフティーネット対策を講じ、農業経営の安定を図っていくことが必要というふうに考えております。

○進藤金子君 御答弁ありがとうございます。

今の御見解の中で、収入保険の話の中で、今の答弁のとおりだと思うんですが、その基準価格の設定の在り方というのはもう少し検討の余地があるのかなという気がいたします。更にその部分については学者の、研究者の方々の御意見も踏まえながら検討を深めていただきたいと思います。

私自身、全国くまなく回っているわけでございますけれども、米を生産する農業者の経営規模だとかあるいは経営形態、品種によって各指標が異なっています。これ、米を平均値で議論すること、違和感を持っているわけであります。もちろん平均値に持つ意味はあるんでしょうけれども、やっぱり一定の条件下でグルーピングしながらファクトということをもう少ししっかりと分析して、その上できめ細かな政策講じていく必要があるのかなという気がしております。

御案内のとおり、米騒動、大正の時代、1918年であります。もうあれから107年、大体もう4で割ると25からそこらなんです、その24年後の1942年に食管法ができています。そして、その29年後に減反政策が始まった。その24年後に食管法を廃止して食糧法ができています。そして、これから30年たって今の状況になっている。まさにこの30年ぐらいで米政策というのは転機があるのかなという、歴史的にそういうところはあるのかなという気がします。

是非、従来は従来として、今後の、やはり主食でありますから、米政策についてやはり小泉農林水産大臣の強い指導力でしっかりと将来に向けた、生産の農家の方々も展望を持てるし、消費者の方々も安心できる、そういった米政策の確立、心からお願い申し上げまして、私の質問を終えさせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。